

酪農経営安定対策補完事業実施要綱

平成23年4月1日付け22農畜機第4555号
一部改正 平成24年4月1日付け23農畜機第4461号
一部改正 平成25年4月1日付け24農畜機第5487号

毎日の搾乳作業等周年拘束性が強い酪農経営における労働負担の軽減及び休日の確保を図り、ゆとりある持続性の高い酪農経営を実現するためには、酪農家に代わり搾乳作業等を行う者（以下「酪農ヘルパー」という。）の雇用環境の整備、酪農家の傷病時における酪農ヘルパーの利用（以下「傷病時利用」という。）等を総合的に推進する必要がある。

また、生乳の生産効率の向上を推進するためには、牛群検定を用いた乳質の向上、乳用牛の飼養管理等の改善を推進する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化、酪農ヘルパーの雇用環境の整備等、酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化等及び牛群検定システムの高度化を図るための事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって酪農経営におけるゆとりや生産性向上に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第1 事業の内容

本事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

1 酪農経営安定化支援ヘルパー事業

ゆとりある生産性の高い酪農経営の実現及び担い手の確保に資するため、酪農ヘルパーの傷病時利用の円滑化、酪農ヘルパーの雇用環境の整備等及び酪農ヘルパーを活用した生産基盤の強化等を総合的に推進するための事業とし、別添1のとおりとする。

2 牛群検定システム高度化支援事業

生乳の生産効率向上に資するため、牛群検定による生乳の純タンパク含

量及び乳用牛のボディコンディションスコア等（以下「BCS等」という。）の情報収集・活用、未經産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力の評価を推進するための事業とし、別添2のとおりとする。

第2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次に掲げるとおりとする。

- 1 別添1の第1の1並びに2の（1）及び（2）の事業にあつては、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号。以下「円滑化要綱」という。）第1に定める事業実施主体の要件に合致するものとして、都道府県知事が指定する団体（以下「都道府県団体」という。）とする。
- 2 別添1の第1の2の（3）及び3並びに別添2の事業にあつては、平成25年度畜産業振興事業等に係る公募要領（平成25年2月14日付け24農畜機第4603号）により応募した者から選定されたもの（以下「公募団体」という。）とする。

第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成25年度とする

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成23年4月1日付け22農畜機第4555号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日付け23農畜機第4461号）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度に終了した事業については、この要綱による改正前の酪農経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4555号）第3の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（平成25年4月1日付け24農畜機第5487号）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に終了した事業については、この要綱による改正前の酪農

経営安定対策補完事業実施要綱（平成24年4月1日付け23農畜機第4461号）第3の規定は、なお効力を有するものとする。

別添 2

牛群検定システム高度化支援事業

第 1 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 乳質向上対策

公募団体は、生乳の品質改善を推進するため、次に掲げる事業を自ら実施し、又は検定組合（家畜の能力検定に関する国際委員会（International Committee for Animal Recording）が定める方法に則して行われる乳用牛群検定に取り組む組合をいう。以下同じ。）及び農業協同組合（以下「検定組合等」という。）が実施するのに要する経費について補助する。

- （1）生乳品質改善計画の策定
- （2）純タンパク含量に関するデータの収集及び検定組合に加入している酪農家に対する指導

2 生産効率向上対策

公募団体は、生乳の生産性向上を図るため、次に掲げる事業を自ら実施し、又は検定組合等が実施するのに要する経費について補助する。

- （1）飼養管理改善計画の策定
- （2）受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び検定組合に加入している酪農家に対する指導

3 遺伝的能力向上対策

公募団体は、遺伝的能力向上を図るため、次に掲げる事業を自ら実施し、又は次に掲げる（1）から（3）までの事業を検定組合等が実施するのに要する経費について補助する。

- （1）遺伝的能力向上計画の策定
- （2）未經産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力の評価（以下「ゲノミック評価」という。）の実施のために必要なサンプル収集、検査及び検定組合に加入している酪農家に対する指導
- （3）未經産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催
- （4）未經産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの開発及び普及

第2 事業の実施

1 実施要領の作成

第1の1、2及び3の(1)から(3)までの事業の公募団体(以下「公募団体1」という。)は、検定組合等への補助金の交付に当たっては、事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、あらかじめ都道府県知事と協議の上、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

第1の1、2及び3の(1)から(3)までの事業を自ら実施する公募団体1及び検定組合等は、事業の実施に当たっては、原則として、当該公募団体1及び検定組合等に参加している酪農家が、配合飼料価格安定制度(「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50B第302号農林事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填をいう。)に係る基本契約を締結し、平成24年度において数量契約を締結している者は平成25年度において数量契約を継続していることを確認するものとする。

第3 事業の推進指導

1 公募団体1及び検定組合等は、都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

また、第1の事業を自ら実施する公募団体及び検定組合等は、事業の実施に当たっては、当該公募団体及び検定組合等に参加している酪農家が作成した「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8337号農林水産省生産局長通知)の1の(2)の点検シートを提出を受けることにより、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底、公募団体1、検定組合等、関係団体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

第4 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率

により、第1に規定する事業に要する経費につき補助するものとする。

第5 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第1号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

なお、公募団体1は交付申請に当たっては、あらかじめ都道府県知事と協議するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、公募団体1は変更申請に当たっては、あらかじめ都道府県知事と協議するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額の8割を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

(1) 検定組合等は、当該年度に実施した第1の事業に係る事業の実績を遅滞なく公募団体1に対し提出するものとする。

(2) 公募団体1は、検定組合等から提出された事業の実績を取りまとめ、第2の2に規定する事業の実施要件に適合することを確認の上、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、自らの事業の実績とともに、別紙様式第4号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績報告書を都道府県知事に報告の上、理事長に提出するものとする。

(3) 第1の3の(4)の事業の公募団体（以下「公募団体2」という。）は、この事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、別紙様式第4号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

5 消費税及び地方消費税の取扱い

(1) 公募団体は、機構に対して1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 公募団体は、(1)のただし書により申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(3) 公募団体は、(1)のただし書により申請をした場合において、4に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合

には、別紙様式第5号の酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（（2）の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（公募団体自ら若しくはそれぞれの検定組合等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

6 検定組合等の交付申請等

検定組合等が公募団体1に対して補助金の交付申請等を行う場合の手続きは、1、2、3の（2）、4及び5に準じて行うものとする。

第6 帳簿等の整備保管等

1 公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 乳質向上対策	<p>公募団体1及び検定組合等が次の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 生乳品質改善計画の策定</p> <p>(2) 純タンパク含量に関するデータの収集及び検定組合に加入している酪農家に対する指導</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
2 生産効率向上対策	<p>公募団体1及び検定組合等が次の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 飼養管理改善計画の策定</p> <p>(2) 受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び検定組合に加入している酪農家に対する指導</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>
3 遺伝的能力向上対策	<p>公募団体1及び検定組合等が(1)～(3)の取組を行うのに要する経費並びに公募団体2が(4)の取組を行うのに要する経費</p> <p>(1) 遺伝的能力向上計画計画の策定</p> <p>(2) 未経産牛のゲノミック評価の実施のために必要なサンプル収集、検査及び検定組合に加入している酪農家に対する指導</p> <p>(3) 未経産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催</p> <p>(4) 未経産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの開発及び普及</p>	<p>定額</p> <p>定額 (ただし、ゲノミック評価のために必要な検査については1/2以内)</p> <p>定額</p> <p>定額</p>

事業の種類	補助対象経費	補助率
4 事業の推進	公募団体 1 が事業の推進を行うのに要する経費	定額

別紙様式第1号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群
検定システム高度化支援事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）を下記のとおり実施したいので、酪農経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

（注）申請書の記の記載は、事業実施主体ごとに次に掲げる様式とする。

様式1-1 公募団体1が実施する事業

様式1-2 公募団体2が実施する事業

様式1-1 (公募団体1が実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区分	内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
		円	円	円	
合計					

注：1) 区分欄は、実施要綱別添2の第1に規定された事業の種類ごとに記載すること。

2) 内容欄は、区分ごとに実施する事業の内容を具体的に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 都道府県知事との協議書の写

様式1-1の別添

平成 年度酪農経営安定対策補完事業実施計画
(牛群検定システム高度化支援事業)

1 乳質向上事業
(1) 生乳品質改善計画の策定
ア 県団体での開催

(単位：円)

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

イ 検定組合等での開催

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

(2) 純タンパク含量に関するデータ収集及び指導

(単位：円)

県団体名又は 検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

注1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2 実績報告の際には、要綱別添2の第2の2に基づき、契約継続等確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

2 生乳効率向上対策

(1) 飼養管理改善計画の策定

ア 県団体での開催

(単位：円)

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

イ 検定組合等での開催

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

(2) 受胎率の低下等の繁殖障害・疾病の改善を図るために必要なBCS等のデータ収集及び指導

(単位：円)

県団体名又は 検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

注1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2 実績報告の際には、要綱別添2の第2の2に基づき、契約継続等確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

3 遺伝的能力向上対策

(1) 遺伝的能力向上計画の策定

ア 県団体での開催

(単位：円)

回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

イ 検定組合等での開催

(単位：円)

検定組合等名	回数	開催時期	場所	参集人数	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計									

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

(2) 未経産牛の遺伝子情報を用いた遺伝的能力の評価（ゲノミック評価）の実施のために必要なデータ収集及び検査並びに指導

(単位：円)

県団体名又は 検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

注1 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

2 実績報告の際には、要綱別添2の第2の2に基づき、契約継続等確認した酪農家数を備考欄に記入すること。

(3) 未経産牛のゲノミック評価の利活用を図るための勉強会の開催

(単位：円)

県団体名又は 検定組合等名	開催期間	加入酪農家数	方法	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計								

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記述すること。

4 事業の推進

(単位：円)

内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合計				

様式1-2 (公募団体2が実施する事業)

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「酪農経営安定対策補完事業(牛群検定システム高度化支援事業)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

区分	内容	事業費	負担区分		備考
			機構補助金	その他	
1 未経産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの開発		円	円	円	
2 未経産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの普及					
合計					

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 平成 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

様式1—2の別添

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛
群検定システム高度化支援事業）実施計画

1 未經産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの開発

(単価：円)

項目	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計					

2 未經産牛のゲノミック評価に必要な評価システムの普及

(単価：円)

項目	内容	積算根拠	事業費	補助金	備考
合 計					

(注) 積算根拠は、旅費規程等可能な限り定められた単価を用いて記入すること。

別紙様式第2号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定
システム高度化支援事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった酪農経営安定対策補完事業について、下記の理由により変更したいので承認されたく、酪農経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の2の規定に基づき申請します。

記

(注) 別紙様式第1号の記に準ずるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等とを対比して記載すること。

別紙様式第3号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）補助金について、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく酪農経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の3の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ④	今回概算 払請求額 ⑤	残額 ②－④ －⑤＝⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③／①			
	円	円	円	円	%	円	円	円
合計								

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費及び機構補助金の月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第4号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあった酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）について、下記のとおり実施したので、酪農経営安定対策補完事業実施要綱別添2の第5の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別添「酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム高度化支援事業）実績書」のとおり

（事業実施計画に準じて作成し、計画と実績が比較できるように2段書きにし、上段に計画を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。）

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区分	交付決定		事業実績		既概算 払額	今回精算 払請求額
	事業費	機構 補助金	事業費	機構 補助金		
	円	円	円	円	円	円
合計						

（注） 事業の内容ごとに記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇

口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

平成 年度酪農経営安定対策補完事業（牛群検定システム
高度化支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定のあつた酪農経営安定対策補完事業補助金について、酪農経営安定対策補完事業実施要綱第2の第5の5の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の補助金の額の確定額（平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の収受印等のあるもの)
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料